

三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務仕様書

1 定義

この仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによるものとし、ます。

- (1) 広告付き案内板 来庁者等に対し県内情報を提供することを目的に設置された案内板で、県内情報とは別に広告が併せて掲載されているものをいう。
- (2) 広告取扱事業者 広告付き案内板を設置・管理するほか、当該広告付き案内板に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の確認・校正、広告主との調整及びその他広告掲載に係る一連の業務を行う事業者をいう。
- (3) 企画提案 広告取扱事業者の募集に際し、広告取扱事業者から提出された広告付き案内板を設置し、運営（広告取扱）すること（以下「設置・運営（広告取扱）」という。）に関する企画提案をいう。

2 業務内容

(1) 業務名称

三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務

(2) 業務内容

広告付き案内板を設置・管理するほか、広告主を募集し、広告原稿の確認・校正、広告主との調整及びその他広告掲載に係る一連の業務を行うものとする。

(3) 設置場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県本庁舎 1 階 県民ホール

※別紙「設置場所位置図」参照

(4) 設置台数

1 式

(5) 期間

令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、貸付期間の始期は、県と広告取扱事業者との合意により、契約日から令和 5 年 6 月 30 日までの間で随意に定めることができるものとする。

3 広告付き案内板の構造、機能等

(1) 広告付き案内板の構造、機能

- ① 広告付き案内板設置数は 1 式とする。
- ② 規格は、原則高さ 237cm 以内かつ奥行 73cm 以内とし、通行に支障のないと判断される範囲で、企画提案に基づき別途協議により決定した規格とする。
- ③ 表示面は、視認しやすい素材、色使いとし、文字サイズや色等ユニバーサルデザインに配慮した仕様で作成すること。なお、ユニバーサルデザインについては、「わか

りやすい情報の提供のためのガイドライン（詳細版）」（三重県作成）をふまえること。

（参考 URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20762012410.htm>）

- ④ 表示面の構成は、県内情報を表示する部分（以下「県内情報枠」という。）と、広告を掲載する部分（以下「広告枠」という。）による構成を基本とし、企画提案で表示面以外にパンフレットラック等を追加することも可能とする。県内情報枠、広告枠及びパンフレットラック等のサイズは、企画提案を踏まえ県と協議のうえで決定する。
- ⑤ 形態は、鋭利な角や縁、突起物等がなく、バリアフリーに配慮した形状とし、転倒など来庁者等に危険を生じさせることがない構造とすること。また可動式とすること。
- ⑥ 構造は、設置場所における温度・湿度の変化、強風の吹き込み等の環境下でも安全性を保ち、使用に耐え得る構造とすること。
- ⑦ 周囲と調和のとれたデザインとすること。また、配線等についても庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。
- ⑧ 設置の際には、壁面等になるべく負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震その他のときも転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じること。なお設置期間中に万一事故等が発生した場合は、広告取扱事業者の責任において解決すること。
- ⑨ 省エネ・環境対策として照明光源式の場合はLED、モニター式の場合は省電力モニターとすること。また電源については、投入と遮断が容易でタイマー制御が可能な構造とすること。

（2）県内情報枠、広告枠

① 県内情報枠、広告枠いずれにも関わる事項

両者ともに広告付き案内板に収まる大きさと表示面上に設けること

② 県内情報枠に関する事項

ア 県内情報枠の掲載面積は、広告を含めた表示面上の50%を超える面積とする。

イ 県内情報枠の内容は、企画提案に基づき別途協議により決定した内容とする。

ウ 広告取扱事業者は、広告付き案内板に表示する県内情報の更新を、年1回以上、広告取扱事業者の負担において実施すること。それ以外の小規模な修正が必要となった場合は、別途県と協議すること。

③ 広告枠に関する事項

ア 広告枠には、「県は財源確保のために広告を掲載しており、県が広告主やその製品、サービス等を推奨するものではなく、当該広告が民間事業者等の広告欄である」旨を注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記すること。

イ 広告の掲載枠数は、企画提案に基づき別途協議により決定した枠数とする。

- ウ 広告の規格は、企画提案に基づき別途協議により決定した規格とする。
- エ 広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

（3）その他

- ① 故障や破損、汚損等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ② 電気の使用量を計るための計量器を設置すること。
- ③ 広告付き案内板の撤去時には原状回復すること。

4 広告付き案内板に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）

（1）掲載広告の審査

- ① 広告の掲載にあたっては、あらかじめ三重県本庁舎広告付き案内板設置及び広告掲載要領（以下「要領」という。）に定める三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載審査会による承認を得ること。
- ② 上記審査を行うため、広告掲載希望日の20日前までに、三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載申請書（第3号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて県に提出すること。
- ③ 掲載広告の原稿の内容が、掲載基準に適合しないと認められるときは、県は広告取扱事業者に対して当該原稿の変更を求めることができる。この場合、修正等に係る費用は広告取扱事業者が負担すること。
- ④ 掲載広告の原稿の内容が、過去に県が承認したものと同種のものであっても、社会情勢の変化その他の理由により、広告取扱事業者に変更を求めると判断する場合には、県は広告取扱事業者に対して変更を求めることができる。

（2）掲載広告の変更

既に承認済みの広告を変更する場合は、上記（1）掲載広告の審査と同様の手続きによること。

（3）掲載広告の撤去

承認を受けた掲載広告が、その後要綱及び掲載基準の規定に適合しないこととなった場合は、広告取扱事業者は当該広告を撤去しなければならない。

5 経費負担

（1）広告取扱事業者が負担すべき経費の内訳

① 貸付料

- ア 広告取扱事業者が企画提案の中で示した価格（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額をもって貸付料とする。
- イ 県と広告取扱事業者の合意により貸付期間の始期を契約日から令和5年6月30日までの間で随意に定めた場合、貸付料に追加日数分を日割り計算し加算するもの

とする。

ウ 県は、要領第 14 条の規定により契約を解除したときは、徴収した貸付料に係る残日数相当額を日割り計算し返還するものとする。

エ 県は、広告付き案内板への給電が一時的に困難になった場合、あるいは公用又は公共用に供するため一時的に掲載広告の視認性に支障が生じた場合でも、当該期間に相当する分の貸付料の返還を行わないものとする。

② 電気料

広告取扱事業者が広告付き案内板に別途設置する計量器の示す数値をもとに算出された電気料とする。

③ 広告付き案内板の制作・管理等の費用

広告付き案内板の制作、設置、維持管理、情報更新、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、広告取扱事業者が負担する。

④ その他

上記以外の経費負担が発生した場合は、県と広告取扱事業者との協議により負担を決定する。

(2) 支払方法

県に納付する経費については、毎年度別途発行する納入通知書により、指定する期日までに納めること。

6 広告取扱事業者の責務

広告取扱事業者は広告付き案内板及び掲載広告に関して、次の責務を負う。

① 広告取扱事業者は、設置した広告付き案内板及び掲載広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

② 広告取扱事業者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、県が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

③ 広告取扱事業者は、広告付き案内板における広告掲載に関して、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

④ 広告取扱事業者は、広告付き案内板に広告を掲載できる権利を第三者に譲渡してはならない。

⑤ 広告取扱事業者は、広告付き案内板における広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

⑥ 広告付き案内板の設置後に、広告主又は広告内容が、要綱、要領及び掲載基準の規定に抵触し、広告を掲載することに支障が生じた場合、広告取扱事業者は、速やかに県にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置を取らなければならない。

- ⑦ 広告取扱事業者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、広告付き案内板を設置しなければならない。
- ⑧ 広告付き案内板の破損等により、事故が生じた際の対応及び損害賠償等に関しては、広告取扱事業者の責任と負担において処理するものとする。

7 契約の解除

県は、広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。その場合、既納の貸付料のうち、広告取扱事業者が賃貸借物件を県に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

- ① 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- ② この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたことが明らかになったとき。
- ③ 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条、第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- ④ 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- ⑤ 天災等双方の責に帰すことができない不可抗力により、契約を継続しがたくなったとき。
- ⑥ 県が公用又は公共用に供するため貸付場所を必要とする事情が生じ、契約を継続しがたくなったとき。

8 その他

この仕様書に明記されていない細部の事項については、県の指示に従うものとする。